

請求の範囲

- [請求項1] 炎症性疾患を処置するための、骨格筋由来の細胞を含む細胞培養物。
- [請求項2] 細胞培養物が、シート状細胞培養物である、請求項1に記載の細胞培養物。
- [請求項3] マイオカインを分泌する、請求項1または2に記載の細胞培養物。
- [請求項4] 炎症性疾患が、下部消化管において生じている炎症性疾患である、請求項1～3のいずれか一項に記載の細胞培養物。
- [請求項5] 炎症性疾患が、炎症性腸疾患である、請求項1～4のいずれか一項に記載の細胞培養物。
- [請求項6] 消化管の漿膜側に移植するための、請求項1～5のいずれか一項に記載の細胞培養物。
- [請求項7] 請求項2～6のいずれか一項に記載のシート状細胞培養物を製造する方法であって、
基材上に細胞を播種すること、
播種した細胞をシート化すること、および
形成されたシート状細胞培養物を基材から剥離すること
を含む、前記方法。
- [請求項8] 請求項1～6のいずれか一項に記載の細胞培養物を製造するためのキットであって、細胞、ならびに該細胞を培養するための培地および基材を含む、前記キット。
- [請求項9] 炎症性疾患を処置するための方法であって、骨格筋由来の細胞を含む細胞培養物を移植することを含む、前記方法。
- [請求項10] 細胞培養物が、シート状細胞培養物である、請求項9に記載の方法。
- [請求項11] 細胞培養物がマイオカインを分泌する、請求項9または10に記載の方法。
- [請求項12] 炎症性疾患が、下部消化管において生じている炎症性疾患である、

請求項 9 ～ 1 1 のいずれか一項に記載の方法。

[請求項13] 炎症性疾患が、炎症性腸疾患である、請求項 9 ～ 1 2 のいずれか一項に記載の方法。

[請求項14] 細胞培養物の移植が、消化管の漿膜側への移植である、請求項 9 ～ 1 3 のいずれか一項に記載の方法。